



## 「ディオッサ出雲 FC」クラブ規約

1. 名 称 本クラブは、「ディオッサ出雲 FC」と称する。
2. 趣 旨 本クラブは、出雲地域の青少年や女性及び地域住民に対し、サッカーを中心としたスポーツ活動の普及および振興を図り、スポーツを通してのまちづくり、地域活性化、人材育成に関する活動を行い、地域社会の貢献活動に寄与することを目的とする。
3. 資 格 本クラブの趣旨に賛同し、所定の手続きを行い、会費を納入する選手とする。
4. 活 動 本クラブの選手は、日本サッカー協会に登録し、クラブのトレーニングに取り組み、県内外の公式戦や各種大会に出場し、より高い技能の向上に努める。
5. 指導方針 日本サッカー協会の指導指針に基づき、クリエイティブで、且つ逞しく豊かな人間性を涵養する中で自立した選手の育成に努める。
6. 会 費 本クラブの選手の会費は以下のとおりとする。
  - (1) 入会金 5,000円
  - (2) 年会費 5,000円
  - (3) 月会費 ① ジュニアユース、ユース 10,000円/月  
※小学生でU15登録する選手も上記月会費とする。 ※1  
② ジュニア（年長～小学2年）3,000円/月  
③ ジュニア（小学3～6年）、フェリス 5,000円/月
7. 健康管理 本クラブに所属する選手の健康管理については、平素のトレーニングにおいて管理指導するが、基本的には本人または保護者が責任をもって管理するものとする。
8. 傷害事故 本クラブで行うトレーニングまたは大会参加中の事故については、本クラブが応急処置を行ない、その後の処置については、本人または保護者および本クラブコーチと連携を保ちながら対応する。また、傷害事故のために本クラブはスポーツ傷害保険に加入し、その範囲において可能な限り保障に努める。
9. そ の 他
  - (1) 理由無くして、2カ月間会費を未納またはトレーニングを休んだ場合は2カ月を経過した時点で指導を停止し、本クラブ員としての資格を失う。
  - (2) 校則違反や社会法規に違反し、著しく品位素行を低下させ、クラブの社会的信用を損ねた者は、本クラブ員としての資格を失う。
  - (3) 病気、負傷、家庭の事情等で退団または長期間休団する時は、指導コーチに申し出ることとする。
10. 事務局 本クラブの事務局は以下に置く。

〒693-0058 島根県出雲市矢野町999 R棟  
TEL 0853-77-1015
11. 附 則 この規約は、平成27年4月1日から施行する。  
令和7年4月1日から本規約改正版を施行する。